

再エネ切替補助金 募集要領

令和7年度第2回キャンペーン

令和7年10月10日時点



世田谷区 環境政策部 気候危機対策課

01 事業内容

1 目的

この補助金は、世田谷区再エネ切替補助金交付要綱(令和7年3月28日6世環エネ第1346号)に基づき、小売電気事業者等が区民の再エネ電力切替促進に係る事業に要する経費を区が補助することにより、区内における再生可能エネルギーの活用を推進することを目的としています。

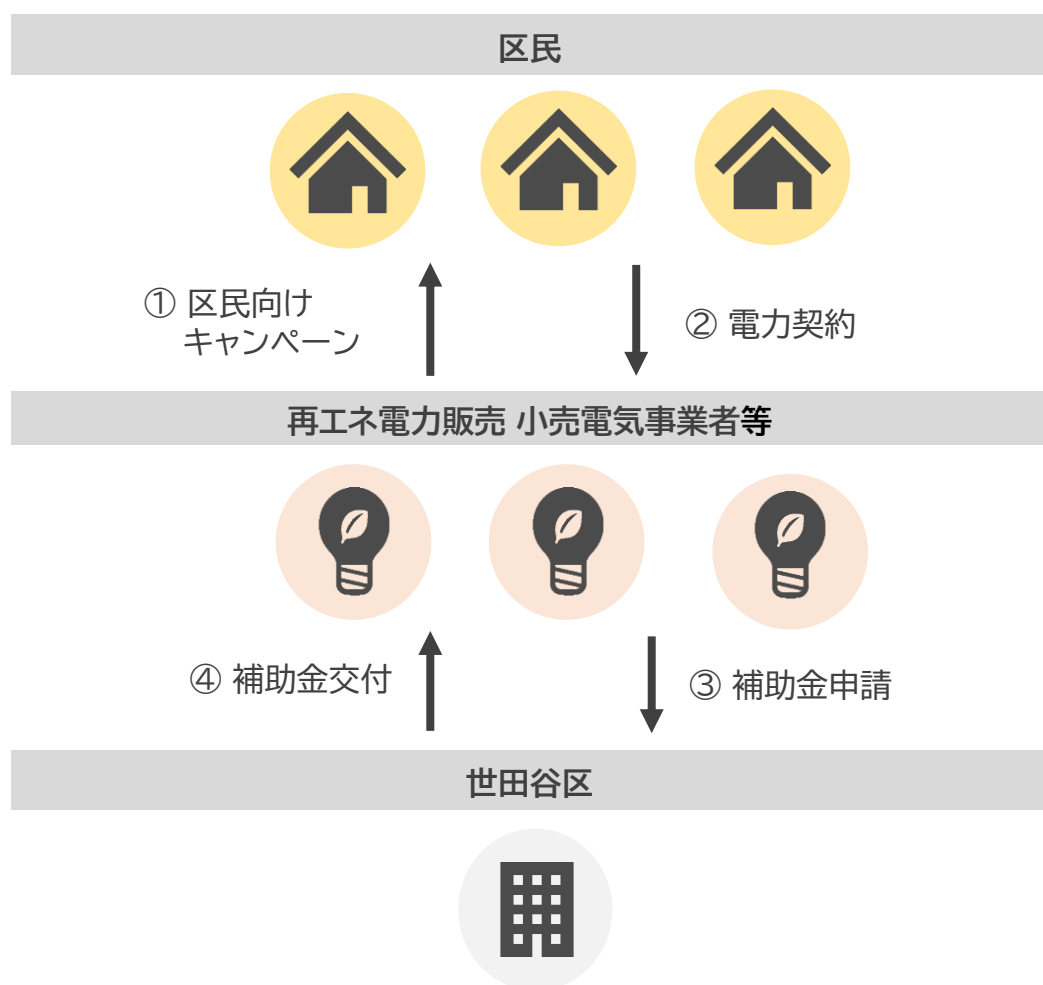
2 事業内容

世田谷区では令和7年2月に区内家庭部門の脱炭素化を進めるため、脱炭素化プロジェクト「UCHIKARA プロジェクト」立ち上げました。脱炭素化事業をより広く区内家庭部門に脱炭素行動を波及させていくため、官民の協働による脱炭素事業を推進しています。

本事業はUCHIKARAプロジェクトの一環として、区内における再生可能エネルギー100%電力の利用推進を図るため、小売電気事業者等がそれぞれの持ちうる強みを活かし、区民へ再エネ電力を販売促進することを補助する事業です。

区へUCHIKARAプロジェクトの再エネ切替促進パートナーとして登録し、登録を受けた事業者が、区が指定する期間において、世田谷区民限定のキャンペーンを実施することにより獲得した新規顧客の件数に応じて、区が補助金を交付します。

3 事業イメージ図



02 年間スケジュール(予定)

月	内容	
5月	UCHIKARAプロジェクト「再エネ切替促進パートナー」参加決定 ※その後は随時決定	
6月	第一弾分の実施計画書 提出・審査・決定	
7月	第一弾 キャンペーン対象期間	
8月		第一弾分販売促進費 ①随時申請受付 ②随時審査支払
9月		
		第一弾分広告宣伝費 ①申請受付 ②審査支払
10月	第二弾分の実施計画書 提出・審査・決定	
11月		
12月	第二弾 キャンペーン対象期間	
1月		
2月		第二弾分販売促進費 ①随時申請受付 ②随時審査支払
3月		
		第二弾分広告宣伝費 ①申請受付 ②審査支払
4月		

03 補助金申請の主な流れ

パートナー制度

再エネ切替補助金制度



04 補助金制度概要

1 再エネ切替補助金を申請できる小売電気事業者等の要件

- UCHIKARAプロジェクトにおける「再エネ切替促進パートナー」として承認を受けた小売電気事業者等であること区との契約に関して現に指名停止を受けていないこと
- 以下の事項に該当していないこと
 - ・ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）その他反社会勢力等の関係者。
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む事業者。
 - ・ 住民税及び個人事業税（法人の場合は、法人住民税及び法人事業税）等を滞納しているもの。
 - ・ 宗教法人及び政治団体。

2 補助金内容

区が指定する期間において、「区民が世田谷区内の戸建て住宅・集合住宅・賃貸住宅（以下、住宅という。）の電力需給契約についてパートナーが提供する実質再エネを含む再エネ比率が100%の電力プランの新規契約を獲得するために実施したキャンペーンに要する経費」を補助します。

(1)対象経費

A	販売促進費	再エネ切替促進パートナーが実施する補助事業に係る費用のうち、再エネ電力契約の相手方である区民（以下、契約者）に対する電気料金の割引、ポイントの還元等に係るもの。
B	広告宣伝費	再エネ切替促進パートナーが実施する補助事業に係る費用のうち、Webサイト及びPR動画制作費（ドメイン取得等の関連費を含む。）並びにチラシ等印刷物の制作費並びに看板、POP、のぼり等の制作費、PRのための広告掲載費等。 なお年度内の複数のキャンペーンに係る共通の費用は、その年度に限り補助対象となる。（年度当初制作した特設サイトを第2回キャンペーンでも使用する場合等）

(2)補助額

再エネ切替促進パートナーが実施する補助事業によって新規に契約した再エネ電力契約1件につき15,000円とする。うち、契約者1世帯あたりの販売促進費の下限額は10,000円とし、広告宣伝費の上限額は5,000円とします。

A	販売促進費	10,000円以上～15,000円以下（1世帯あたり） ※単価設定は事業計画にて承認する
B	広告宣伝費	0円以上～5,000円以下（1世帯あたり） ※単価設定は事業計画にて承認する

例）
販売促進費【A】10,000円＋広告宣伝費【B】5,000円＝15,000円→OK
販売促進費【A】15,000円＋広告宣伝費【B】0円＝15,000円→OK
販売促進費【A】12,000円＋広告宣伝費【B】5,000円＝17,000円→NG

04 補助金制度概要

(3)補助金の対象となる契約の条件

- ✓ 区民が区内の居宅において、再エネ電力ではないメニューから再エネ電力に切り替える契約(以下、「再エネ電力契約」という。)であること
- ✓ 再エネ電力契約の相手方である区民が過去に遡り、区が実施する再エネ電力の切り替えに係る補助金等を受けたことがなく、かつ、補助事業に係る電気料金の割引又はポイントの還元等を受けたことがないこと
- ✓ 前号の規定に反し、契約者が補助事業に係る電気料金の割引又はポイントの還元等を不正に受領した場合、小売電気事業者等より返還請求を求めることについて了承をとったものであること
- ✓ 前号に係る実態調査のため、区長からアンケート協力を求めることがあることについて、了承をとったものであること
- ✓ 区長へ供給地点特定番号等を提供することの了承をとったものであること
- ✓ 契約者に1年以上継続して再エネ電力を使用する旨の意思確認をとったものであること

再エネ切替補助金交付要綱より引用

(4)申請単位

	販売促進費	広告宣伝費
申請単位	キャンペーン毎 ・補助事業によって新規に獲得した再エネ電力契約の契約者20世帯 ・一度以上申請を行い交付決定を受けた場合、補助事業終了後20世帯未満を一括で申請 ・キャンペーン対象期間の途中で区がキャンペーンを終了する旨を通知した場合は、一度以上の交付決定に関わらず20世帯未満を一括で申請可能	キャンペーン毎 ・新規に獲得した再エネ電力の契約者分を一括で申請 ・契約者20世帯以上で申請可能 ・キャンペーン対象期間の途中で区がキャンペーンを終了する旨を通知した場合は、一度以上の交付決定に関わらず20世帯未満を一括で申請可能
申請期間	補助事業開始からキャンペーン対象期間終了後15日まで	補助事業終了後からキャンペーン対象期間終了後15日まで
申請書類	①世田谷区再エネ切替補助金交付申請書兼請求書 ②キャンペーン実施の証拠書類 ③再エネ補助金受給者リスト	①世田谷区再エネ切替補助金交付申請書兼請求書 ②キャンペーン実施の証拠書類 ③経費等が分かる書類

例示

- ①第1回キャンペーンにて単価を販売促進費10,000円、広告宣伝費5,000円に設定
- ②キャンペーン対象期間内で50世帯の新規契約を獲得した場合

<販売促進費>

20世帯×2申請=40世帯分

40世帯×@10,000=400,000円

補助事業終了後 10世帯×1申請=100,000円 補助金額500,000円

<広告宣伝費>

販売促進費対象50世帯分×@5,000=補助金上限額250,000円

実際に係った経費195,000円 補助金額195,000円

05 ③対象期間提示－⑥補助事業実施

1 キャンペーン対象期間の提示

本補助金は、あらかじめ区が提示する期間内にて実施するキャンペーンで生じる経費に関して、補助金を支給するものとなります。令和7年度は、以下の期間を予定しています。正式な日程は通知及び世田谷区公式ホームページにてお知らせします。

第一弾

キャンペーン対象期間

終了

令和7年7月1日～9月30日

第二弾

キャンペーン対象期間

令和7年12月1日～令和8年2月28日(※)

※終期は令和8年2月28日、又は、区が予算の執行状況を勘案し別途通知する
キャンペーン終了の日付まで

本補助金は予算の範囲内で実施するものです。
予算の執行状況によって、キャンペーン対象期間の変動もしくは
未実施、または期間中の終了がありますのでご注意ください。
キャンペーンを途中終了する場合、終了日の1週間前程度に区から
通知いたします。

キャンペーン対象期間の考え方

キャンペーンにおける期間の考え方については、以下のとおりとします。

- ・区が提示する期間内に締結した契約に対する還元を補助金の対象とします。
補助事業承認後、先行してキャンペーンの告知等を行っていただくことは可能ですが、補助金の対象はあくまで区が提示した期間内に締結した契約が対象となります。
- ・区が提示する期間内であれば、補助事業の始期及び終期を区が提示する期間と一致させる必要はありません。

(例) 区提示期間 7月1日～9月30日 補助事業実施期間 8月1日～31日 → OK
区提示期間 7月1日～9月30日 申込日 9月30日 契約日 10月10日 → NG

05 ③期間提示－⑥補助事業実施

2 実施計画の提出・承認

提示された期間における再エネ切替補助金事業への参加を希望する場合は、実施計画書を提出してください。

(1)提出書類

「実施計画書」を作成の上、提出してください。

第1号様式（第6条関係）		年 月 日
世田谷区長 あて		
再エネ電力切替キャンペーン実施計画書		
世田谷区再エネ切替補助金を前提とした再エネ電力切替キャンペーンについて、 下記のとおり実施計画を提出します。		
記		
① パートナー 承認番号	世 第 号	「再エネ切替促進パートナー」として承認され、区が示す承認番号を記入してください
② 実施事業者 キャンペーン名	・企業名 ・キャンペーン名	企業名及びキャンペーン名を記載してください。
③ 事業概要	・キャンペーンの内容 ・広告の内容 ・キャンペーンの対象 ・キャンペーンによる区民還元総額 ・キャンペーンに係る広告宣伝費の合計金額 ・獲得見込み新規契約数 等	キャンペーン対象期間内に実施する具体的な内容を記載してください。別添資料でも可
④ 実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日	区が提示した期間の範囲でキャンペーンの実施期間を記入してください
⑤ 補助金請求 予定経費	金 15,000 円 / 世帯	
うち販売促進費 (区民還元額) ※10,000 円以上	金 円 / 世帯	
うち広告宣伝費 (合計額) ※最大 5,000 円	金 円 / 世帯	販売促進費と広告宣伝費の単価設定を行ってください

05 ③期間提示－⑥補助事業実施

(2)提出期間・方法

「実施計画書」を作成の上、提出してください。

A	提出期間	キャンペーン対象期間提示後からキャンペーン対象期間初日の15日前まで
B	提出方法	Eメールにて、気候危機対策課まで電子データをご提出ください。

(3)条件・注意点・補足事項

1社あたりの補助上限	1社あたり最大350世帯分を補助の上限とします。
景品表示法における 総付景品の規制	景品表示法上の総付景品は、提供できる景品類の最高額が定められており、1,000円以上の場合は取引の価額の10分の2の金額までとなります。キャンペーンの内容によっては、景品表示法上の規制の対象となる可能性があります。十分にご注意の上、必要があれば消費者庁へのお問い合わせ等を行い、実施計画を企画ください。
補助事業実施内容に 関する情報公開・共有	各社補助事業の内容等については、区が実施計画書について承認を行った後に各社の判断で情報公開していただき構いません。 また、承認された事業に関する情報について、区から補助事業実施各社への事務連絡等の範囲で共有させていただく場合があることを予めご了承ください。
キャンペーンバナー 画像の提供	補助事業実施期間においては、UCHIKARAプロジェクト特設サイトにおいて各社キャンペーン情報を公開します。 https://uchikara-setagaya.com/renewable/ 以下に示すルール(予定)でのキャンペーンバナーの提供をお願いする可能性があるため予めご了承ください。

キャンペーン参加事業者



(参考画像)
令和7年度第1回キャンペーンより

バナー画像作成ルール(予定)

- ・画像のサイズは1280×720ピクセル
- ・キャンペーンに関する金額を入れるのは不可(×15,000円割引!!等)
- ・キャンペーンに関する申込期間・キャッシュバック方法・電気代割引期間等の情報を入れるのは可
- ・併用可能な同時開催キャンペーンの紹介は可だが、記載内容は同様の取り扱いとする
- ・電気プランにおける通常の契約で適用される割引については金額の記載可(ネット回線と合わせて契約すると毎月一円割引!等)
- ・紹介できる電気プランの特徴は今回のキャンペーンの還元を受けられる電気プランに関すること

(4)審査・承認

区で審査し、「実施決定通知書」にて実施計画の承認・不承認を決定し通知します。

事業の承認が決定された場合は、補助事業を実施ください。

なお、補助事業実施にあたり特設ページを作成する場合は、ページ内にUCHIKARAプロジェクトのロゴの掲載と「キャンペーンは世田谷区の補助金を受けて実施している」旨の記載をお願いします。

05 ③期間提示－⑥補助事業実施

3 補助事業の実施

各小売電気事業者等にて、承認されたキャンペーンを実施していただきます。

留意事項

補助金の申請を行う上で、以下を満たすことが条件となります。申請書類に含まれる事項もありますので、キャンペーンを実施する上では、キャンペーンにて明示することや、契約者に合意を得るなどご注意ください。

- ✓ 区民が区内の居宅において、再エネ電力ではないメニューから再エネ電力に切り替える契約であること
- ✓ 再エネ電力契約の相手方である区民が過去に遡り、区が実施する再エネ電力の切り替えに係る補助金等を受けたことがなく、かつ、補助事業に係る電気料金の割引又はポイントの還元等を受けたことがないこと
- ✓ 前号の規定に反し、契約者が補助事業に係る電気料金の割引又はポイントの還元等を不正に受領した場合、小売電気事業者等より返還請求を求めることについて了承をとったものであること
- ✓ 前号に係る実態調査のため、区長からアンケート協力を求めることがあることについて、了承をとったものであること
- ✓ 区長へ供給地点特定番号等を提供することの了承をとったものであること
- ✓ 契約者に1年以上継続して再エネ電力を使用する旨の意思確認をとったものであること

過去実施キャンペーンの確認方法

過去に区及び各小売電気事業者等が実施したキャンペーンは以下のページに掲載いたします。

UCHIKARAプロジェクト特設サイト 再エネ電力の利用 | UCHIKARA
<https://uchikara-setagaya.com/renewable/>

補助制度活用時の注意点

電力プランを選ぶ際は、各社の価格シミュレーションなどを参考にして、価格を確認の上、ご契約ください。

過去に世田谷区より、再エネ切り替えに関わる補助・助成を受け取ったことがある方は、本補助制度の対象外となります。



世田谷区 令和5年度（2023年）
省エネ・再エネポイントアクション事業



世田谷区 令和6年度（2024年）
省エネ・再エネポイントアクション事業



世田谷区 令和7年度（2025年）
エコ住宅補助金（うち再エネ上乘
せ補助金）

4 補助事業經過報告

- ① 令和8年1月15日以降、毎週金曜日に獲得した新規顧客数(総計)をEメールにて区へ報告してください。
- ② 補助事業終了後、獲得した新規顧客数の速報(総計)値をEメールにて区へ報告してください。

06 ⑥申請－⑫支払い

1 申請

申請に必要な申請単位を満たしたら、申請期間内に申請書兼請求書にて補助金の交付を申請してください。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

世田谷区再エネ切替補助金交付申請書兼請求書

世田谷区長 あて

世田谷区再エネ切替補助金について、下記のとおり申請します。交付決定後は、決定金額を下記の口座にお振込みください。

記

「実施計画」として承認され、区が示す承認番号を記入してください

補助事業期間内において何回目の申請か記入してください

申請者	補助事業承認番号	世 第 号	補助金申請回数	回 目
	郵便番号			
	本店所在地			
	会社名			
	代表者			
	ふりがな			
	氏名			
	電話番号			
補助経費区分		☐ 販売促進費 ☐ 広告宣伝費		
補助金請求額（申請額）		金 円		
添付書類		・再エネ電力切替キャンペーン助成対象事業経費内訳 ・キャンペーンの実施を証明する書類 ・再エネメニュー新規契約一覧表		
振込	相手方番号			
	金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協	金融機関コード	
	支店名	支店番号	預金種別	
	口座番号			
	口座名義（カナで記入）			

申請する経費の区分を選択してください

補助金請求額（総額）を記載してください

経費の区分によって必要な添付書類を記載してください

振込先の情報を記入してください

世田谷区処理欄

助成決定金額

円

記入不要です

06 ⑥申請－⑫支払い

(1)販売促進費

1	販売促進費とは	再エネ切替促進パートナーが実施する補助事業に係る費用のうち、再エネ電力への切り替えを行った契約者に対する電気料金の割引、ポイントの還元等に係る費用。
2	申請単位	キャンペーン毎 ・補助事業によって新規に獲得した再エネ電力契約の契約者20世帯 ・一度以上申請を行い交付決定を受けた場合、補助事業終了後20世帯未満を一括で申請 ・キャンペーン対象期間の途中で区がキャンペーンを終了する旨を通知した場合は、一度以上の交付決定に関わらず20世帯未満を一括で申請可能
3	申請期間	補助事業開始からキャンペーン対象期間終了後15日まで
4	申請書類	①世田谷区再エネ切替補助金交付申請書兼請求書 ②キャンペーン実施の証拠書類 ③再エネ補助金受給者リスト
5	補助金単価	10,000円以上～15,000円以下(1世帯あたり) ※単価設定は事業計画にて承認する

キャンペーン実施の証拠書類(例示)

キャンペーン実施のチラシ
特設WEBページの画面コピー、URL情報など

実施期間、対象(世田谷区民)、割引額、条件などが分かる資料

再エネ補助金受給者リスト(例示)

世田谷区再エネ補助金受給者リスト						
No.	受給種別	電力契約日	氏名(スペース無し)	カナ(スペース無し)	生年月日	住所(町名地番は全て半角ハイフンで記入) 供給地点特定番号(22桁) ※文字列として記入
EX	再エネポイントアクション	2024/10/1	世田谷太郎	セタガヤタロウ	1900/1/1	世田谷区世田谷4-2 1-2 7 00-0000-0000-0000-0000-0000
1						
2						

小売電気事業者等からデータ提供(ExcelもしくはCSV)を受け、区で更新や重複確認作業を行います。
原則、補助金申請を行う新規顧客に係る以下の項目のご報告をお願いいたします。

- ・電力契約日 ・氏名(スペース有) ・カナ(スペース有) ・生年月日
- ・住所(全角) ・供給地点特定番号22桁(半角 ハイフン有)

06 ⑥申請－⑫支払い

(2) 広告宣伝費

1	広告宣伝費とは	再エネ切替促進パートナーが実施する補助事業に係る費用のうち、Webサイト及びPR動画制作費(ドメイン取得等の関連費を含む。)並びにチラシ等印刷物の制作費並びに看板、POP、のぼり等の制作費、PRするための広告掲載費等。 なお年度内の複数のキャンペーンに係る共通の費用は、その年度に限り補助対象となる。(年度当初制作した特設サイトを第2回キャンペーンでも使用する場合等)
2	申請単位	キャンペーン毎 ・新規に獲得した再エネ電力の契約者分を一括で申請 ・契約者20世帯以上で申請可能 ・キャンペーン対象期間の途中で区がキャンペーンを終了する旨を通知した場合は、一度以上の交付決定に関わらず20世帯未満を一括で申請可能
3	申請期間	補助事業終了後からキャンペーン対象期間終了後15日まで
4	申請書類	①世田谷区再エネ切替補助金交付申請書兼請求書 ②キャンペーン実施の証拠書類 ③経費等が分かる書類
5	補助金単価	0円以上～5,000円以下(1世帯あたり) ※単価設定は事業計画にて承認する

キャンペーン実施の証拠書類(例示)

経費が生じたイベントやWEBなどについての個別の事業について、実施がわかるもの

- ・キャンペーン実施のチラシ
- ・特設WEBページの画面コピー、URL情報
- ・イベント実施のWEBページ など

経費等が分かる資料(例示)

キャンペーン実施にかかった費用の支出書類

06 ⑥申請－⑫支払い

2 疑義照会

補助金に関する疑義、または、レアケースへの対応については、以下の連絡先へ照会を行ってください。

世田谷区 環境政策部 気候危機対策課 エコ住宅補助金電話窓口

TEL 03-5432-2070

原則、電話による対応といたしますが、電話による連絡により対応しがたいと判断した場合等は、区担当者からEメールにてご連絡を差し上げます。

留意事項

本疑義照会の連絡先は補助金「申請」に係る照会専用の番号となります。補助金に付随する以下の内容については、世田谷区 環境政策部 気候危機対策課の一般電話へお問い合わせください。

- ✓ 再エネ切替促進パートナーに関すること
- ✓ 補助金制度全般に関すること
- ✓ 事業の実施計画に関すること

世田谷区 環境政策部 気候危機対策課 一般電話

TEL 03-6432-7130

3 交付決定・支払い

交付決定後、補助金決定通知書交付を送付します。
その後、一か月程度で支払い手続きを行います。

07 ⑬確定報告・返還

1 報告・返還

各小売電気事業者等にて、補助事業にて獲得した新規顧客への電気料金の割引又はポイント還元等が確定した際、速やかに世田谷区再エネ切替補助金還元確定に伴う報告書(第6号様式)を提出してください。また、区から受けた販売促進費の補助のうち、最終的に区民還元ができなかった額については、区へ返還を行ってください。

第6号様式(第11条関係)

年 月 日

世田谷区再エネ切替補助金還元確定に伴う報告書

世田谷区長 あて

世田谷区再エネ切替補助金について、下記のとおり電気料金の割引、ポイント還元等が確定しましたので報告します。

記

申請者	補助事業承認番号	世 第 号		
	本店所在地			
	会社名			
	代表者	担当		
	ふりがな			
	氏名			
	電話番号			
確定契約数	世帯 (確定前 世帯) 差引 世帯			
補助金返還額	金	円		
添付書類	・再エネメニュー新規契約一覧表			

「実施計画」として承認され、区が示す承認番号を記入してください

電気料金の割引又はポイント還元等が確定した世帯数と、それら割引・還元を付与できなかった世帯数を記入してください

区から受けた販売促進費の補助のうち、最終的に区民還元ができなかった額を記入してください。

補助金の返還が必要な場合(例示)

- ・ポイント付与を6か月以上契約を継続することを条件としたが、2か月で契約を解除されてしまった
- ・電気料金6か月割引キャンペーンを実施したが、3か月で引っ越してしまい、割引を完全に適用できなかった。

確定報告・返還の流れ

